

## 会 告 (II)

昭和 31 年 4 月 1 日開催の本会定時総会において議決せられました定款変更については、その後文部大臣宛認可申請をいたしましておりましたが、一部字句修正および追加の上、12 月 18 日付をもって認可になりましたので、更めて変更定款全文を掲げ、ここに御通知いたします。

### 社団法人 日 本 鉄 鋼 協 会 定 款

#### 第 1 章 総 則

第 1 条 この法人は、社団法人日本鉄鋼協会という。  
英文では <sup>ザ アイアン アンド スチール インスティテュート オブ ジャパン</sup> The Iron and Steel Institute of Japan と表示する。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区丸の内 2 丁目 10 番地 14 号館 1 号内に置く。

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第 4 条 この法人は、鉄および鋼に関する学術、技術そのほか一切の問題を研究調査し、わが国における鉄鋼業の振興発達を期することを目的とする。

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会誌、および図書の刊行
- 2 講演会、研究会、見学会そのほかの集会の開催
- 3 調査、研究、建議そのほかの公益事業
- 4 奨励および表彰
- 5 そのほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

前項の事業は、ほかの団体などと共同して行うことができる。

#### 第 2 章 会 員

第 6 条 次のものはこの法人の会員となることができる。

- 1 鉄鋼に関係ある技術者および研究者
- 2 鉄鋼の製造者および加工者
- 3 鉄鋼の販売者
- 4 鉄鋼の需要者
- 5 製鉄原料の供給者
- 6 そのほか鉄鋼に関し篤志を有するもの

第 7 条 会員を分けて名誉会員、賛助会員、維持会員、正会員、学生会員および外国会員とし、学生会員および外国

び外国国会員を除く会員をもつて民法上の社員とする。

第 8 条 名誉会員は、わが国の鉄鋼業に関し功績名望ある者のうちから、理事会および評議員会の議決を経て会長が推挙する。

第 9 条 賛助会員は、この法人の目的に賛成して多額の寄付をした者、またはとくにこの法人に対し功勞のあつた者のうちから、理事会の議決を経て会長が推挙する。

第 10 条 維持会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であつて、この法人の目的に賛成し毎年 1 口(一口の金額 5,000 円)以上の維持会費を納めるものとする。

第 11 条 正会員は、理事会の承認を経て入会するものまたは団体であつて、入会金 200 円および年会費 1,200 円を納めるものとする。

第 12 条 学生会員は、理事会の承認を経て入会する学生であつて、入会金 100 円および年会費 800 円を納める者とする。

第 13 条 外国会員は、理事会の承認を経て入会する外国在住のものまたは団体であつて、入会金 360 円および年会費 2,160 円を納めるものとする。

第 14 条 団体である会員が会員としての権利を行使する場合には、その団体の代表者がこれを行うものとする。

第 15 条 会員の権利、特権はそのものに専属するもので、他に移転することができない。

第 16 条 会員は、次の理由によつてその資格を失う。

- 1 退会
- 2 禁治産または準禁治産の宣告
- 3 死亡または失跡宣告
- 4 除名

第 17 条 この定款またはこの法人の規則に違反し、もしくはこの法人の体面を汚す行為があつたと認められる

会員は、理事会および評議員会の議決により、また会費を滞納した会員は、理事会の議決により、除名することができる。

第18条 既納の会費はいかなる理由があつてもこれを返還しない。

### 第3章 役員

第19条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 11名（うち会長1名、副会長2名）
- 2 監事 2名
- 3 評議員 150名以内

東京都およびその付近に在住の理事は少なくとも9名とする。

第20条 会長および副会長は、理事の互選によつて定める。

副会長のうち1名は、東京都およびその付近以外に在住する理事のうちから選ぶものとする。

理事、監事および評議員は互に兼任することができない。

第21条 理事は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

理事は、重任することができない。

第22条 監事は、総会において東京都および附近に在住する社員の互選より定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

監事は、重任することができない。

第23条 評議員は、総会において社員の互選により定めるものとし、その任期は就任後第2回の通常総会の終るまでとする。

第24条 理事、監事、および評議員は、毎年その半数を改選する。

第25条 役員に欠員を生じたときは、次の通常総会において補欠選挙を行う。ただし、必要に応じ評議員会において補欠選挙を行うことができる。

補欠のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第26条 役員は、任期満了後であつても後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第27条 会長は、この法人を代表し、会務を総理し、総会、評議員会、および理事会を招集してその議長となる。

第28条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序

によつて、その職務を代理し、または代行する。

第29条 会長および副会長以外の理事は、互選により次の職務を分掌する。

- 1 庶務
- 2 会計
- 3 編集
- 4 企画

第30条 理事は、理事会を組織し、この定款に定める事項を議決し、執行する。

第31条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第32条 前に会長であつた会員は、前会長と称し、評議員会および理事会に出席して意見を述べることができる。

### 第4章 会議

第33条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2か月以内に招集する。

臨時総会は、評議員会の議決または社員10分の1以上の請求により招集する。

第34条 総会を招集するには、少くとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を示した会誌または書面をもつて会員に通知する。ただし、次の各号に掲げるものを除くほか、総会において出席社員4分の3以上の同意あるときはあらかじめ通告しなかつた事項について議決することができる。

- 1 この定款の変更
- 2 この法人の解散

第35条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 1 事業計画および収支予算
- 2 事業報告および収支決算
- 3 財産目録
- 4 そのほか理事会および評議員会において必要と認められた事項

第36条 総会は、社員現在総数の10分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面によりあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

総会の議事は、この定款に別段の定がある場合を除くほか、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

第38条 評議員会は、理事会の議決または評議員10名

以上の請求により、もしくは会長が必要と認めるとき招集する。

第39条 評議員会は、評議員、理事および支部長をもつて組織する。

監事は、評議員会に出席し、説明を求め、意見を述べることができる。

第40条 評議員会は、評議員、理事および支部長現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

評議員会の議決には第36条第2項を準用する。この場合に同条中「総会」とあるのは、「評議員会」と読みかえるものとする。

第41条 理事会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事現在総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあつた日から7日以内に招集しなければならない。

第42条 理事会は、理事現在総数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし当該事項につきあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

理事会の議決には、第36条第2項を準用する。この場合に同条中「総会」とあるのは「理事会」と読みかえるものとする。

第43条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席代表2名以上が署名、押印の上、これを保存する。

## 第5章 資産および会計

第44条 この法人の資産は、会費、寄付の金品、財産から生ずる果実、事業に伴う収入そのほかの収入から成る。

第45条 この法人に基本財産を置くことができる。

基本財産は、理事会および評議員会で編入の議決をしたもの、および基本財産に指定された寄付金品で構成する。

運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第46条 基本財産のうち現金は、理事会の議決によつて、確定な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確定な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。

第47条 基本財産は、消費または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決

を経、かつ文部大臣の承認を受けてその一部に限り処分または担保に供することができる。

第48条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実そのほかの運用財産をもつて支弁する。

第49条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受け、文部大臣に届け出なければならない。事業計画およびこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

第50条 この法人の収入決算は、毎会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、その年度末現在の財産目録、事業報告書および会員異動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認を受け文部大臣に報告しなければならない。

この法人の収入決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第51条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く。）をしようとするときも同様とする。

第52条 この法人の目的に賛成し、寄付しようとするものがあるときは、理事会の議決を経て受取ることができる。

第53条 この法人の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

## 第6章 支部

第54条 支部に支部長そのほかの支部役員を置く。

支部役員の選任そのほか支部に関する事項は支部規則をもつて定める。

支部規則は、理事会の議決を経て会長の承認を受けなければ、これを定め、または変更することができない。

## 第7章 事務局

第55条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、理事会の決定する職員を置く。

## 第8章 定款の変更ならびに解散

第56条 この定款は、理事会、評議員会および総会のお

のおの3分の2以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第57条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会のおのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

第58条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会のおのおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

### 第9章 補 則

第59条 この定款の施行に必要な事項は、施行細則をもつて定める。

施行細則の設定および変更は、理事会および評議員

会の議決を経て行うものとする。

### 付 則

この定款は、認可のあつた日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。

この定款施行の際、賛助会員であるものは、第9条の規定にかかわらず賛助会員とする。

この定款の施行に伴い増加する役員を選挙は、昭和32年度通常総会において行う。

昭和31年度通常総会において再選される理事の任期は、第21条の規定にかかわらず就任後第1回の通常総会の終るまでとする。

昭和32年度通常総会において選挙される評議員のうち25名の任期は、第23条の規定にかかわらず就任後第1回の通常総会の終るまでとする。

## 中国四国支部 第2回講演大会講演募集

明春3月中旬広島市において当支部主催により第2回講演大会を開催致しますので講演御希望の方は下記要領をお含みの上奮つてお申込み下さい。

なお今回からこの発表会は春秋2回行われております全国大会と同様の取扱いを受けることになり日本学術会議選挙資格中の業績報告にもなることになっておりますのでこの点も併せお含み下さい。

### 記

1. 講演申込み期日……………昭和32年2月末日締切
2. 講演申込み先……………広島市八丁堀26 中国産業会館内 日本鉄鋼協会中国四国支部
3. 申込み方法……………ハガキにより(イ)講演題目、(ロ)講演者(学位、称号、振仮名付氏名)、(ハ)所属、(ニ)幻燈の要否を記入の上申込みのこと。
4. 講演時間……………25分以内とする。
5. 講演前刷用原稿……………申込みと同時に講演の概要を400字詰原稿用紙5枚以上10枚以内に取纏め当支部宛送附のこと。

日本鉄鋼協会中国四国支部

日本鉄鋼協会 東海支部総会並に講演会・見学会御案内  
日本金属学会

下記のとおり来る3月17日、18日の両日、本会東海支部総会ならびに講演会・見学会を開催致しますから多数御参加下さいませよう御案内申し上げます。

会 場 名古屋大学工学部 (名古屋市千種区不老町)

日 時 総会ならびに講演会 3月17日(日)9時より

見学会 3月18日(月)10時より

見学工場 大同製鋼築地工場 名古屋造船会社

定 員 50名

見学申込 勤務先、職名、氏名を明記の上3月7日までに東海支部宛申込下さい。

当日の申込は受理できません。定員超過の場合は抽籤によりお断りすることがあります。

講演会 プ ロ グ ラ ム

第 1 会 場				第 2 会 場			
番号	題 目	勤務先	氏 名	番号	題 目	勤務先	氏 名
1	Co-Cr-Ni 系合金の研究 (第3報) Co-Ni-Cr (20および30%) 合金の 時効硬化ならびにそれによぼすMo, W単独添加の影響	名古屋大学 工 学 部	吉田 豊君外	1	硫化亜鉛製錬の新材	名古屋大学 工 学 部	仁科 昭君外
2	Cr-Mo-Fe 系合金の研究 (第2報) Cr-Mo-Fe 系超耐熱合金の時効硬化 について	名古屋大学 工 学 部	湯川夏夫君外	2	硫化鉍の酸化焙焼に関する研究 (第1報)	名古屋大学 工 学 部	杉浦猛雄君外
3	Ni 基超耐熱合金の研究 (第1報) Nimonic 系合金の時効硬化におよぼ す Ti, Al および Mo単独添加の影響	名古屋大学 工 学 部	永井直記君外	3	金属ベリリウム製錬に関する研究	名古屋大学 工 学 部	斎藤喜彦君外
4	Ni 基超耐熱合金の研究 (第2報) Nimonic 系合金の時効硬化におよぼ す Ti, Al 複合添加の影響	名古屋大学 工 学 部	永井直記君外	4	クロマイトの塩化焙焼に関する研究	名古屋大学 工 学 部	箕浦 潤君外
5	Fe-Si 合金の研究	名古屋工業 大 学	矢島悦次郎君	5	四塩化チタン製造の基礎的研究 (第2報)	名古屋大学 工 学 部	斎藤喜彦君外
6	チタン拡散鋼の窒化による表面硬化の 研究	名古屋工業 大 学	古沢浩一君外	6	四塩化チタンの精製に関する研究 (第3報) 四塩化チタン中の塩化 硫黄除去に関する基礎的研究	名古屋大学 工 学 部	鈴木正也君外
7	滲炭窒化層の表面および表層部の変化	名古屋大学 工 学 部	吉川文岳君外	7	四塩化チタンの精製による 脱硫について	名古屋大学 工 学 部	内田信二君外
8	鋼のオーステナイト粒度に関する研究 (第1報)	愛知製鋼	伊藤 規君外	8	金属チタニウムの分析方法について (第4報) Siの定量方法について	住友金属工 業伸銅所	橋本雄雄君外
9	オーステナイト結晶粒度と AlN の関 係について (第2報)	大同製鋼	加藤剛志君外	9	工業排水による推進器の腐蝕に ついて	名古屋工 業研究所	堀田一二三君外
昼 食 な ら び に 総 会							
10	Heat-Checking の研究 5% Cr-Mo-Si 鋼におよぼす合金元 素の影響について	大同製鋼	松永幸雄君外	10	青銅鑄物の渠に関する研究	日本車輛	沖 進君外
11	鋼の高温組織のガスエッチについて	大同製鋼	江口 勇君外	11	鋳鋼の凝固時の固体収縮に関する 研究	日本車輛	小橋 鍊君
12	木工用工具鋼の研究 (第2報) 高速鋼の熱処理特性と機械的性質に ついて	静岡工業 試 験 場	花井 優君外	12	ホーロー用鋳鉄に関する研究(第1報)	三重金属 試 験 場	大原幸二君外
13	加熱および冷却による炭素鋼棒の変形 について (V) 温度差による変形	名古屋大学 工 学 部	稲垣 道夫君	13	硫酸滓粒子の流動化について	名古屋大学 工 学 部	岡島和久君外
14	Mg に Zr 添加の一実験 (Mg 中の不純物の影響)	名古屋工業 大 学	市川 理衛君	14	熔鋼中Nの活量係数について	名古屋大学 工 学 部	藪輪 晋君外
15	復水器管用銅合金の表面酸化被膜の電 子回折による研究	住友金属工 業伸銅所	佐藤史郎君外	15	熔融 Fe-Ni 合金と H <sub>2</sub> -H <sub>2</sub> O 混合ガスとの平衡について	名古屋大学 工 学 部	川上公成君外
16	Ti-2Al-2Mn 合金について	住友金属工 業伸銅所	近藤 豊君	16	Mn による熔鉄の脱硫効果におよぼ す Si の影響について	名古屋大学 工 学 部	井上道雄君外
17	銅合金の結晶粒度と疲勞強度との関係 (第2報)	住友金属工 業伸銅所	竹内 勝治君	17	CaCN <sub>2</sub> による熔鉄の脱硫脱酸につ いて	名古屋大学 工 学 部	上田叔定君外
18	Cr-Cu合金に関する研究 (第1報) 微量の鉄および珪素の諸性質におよぼ す影響	住友金属工 業伸銅所	水野 桂一君	18			
16	Al-Mg <sub>2</sub> Si系合金の諸性質におよぼす 微量添加元素の影響について	住友金属工 業伸銅所	網谷 俊男君	19			

## 金属材料の強度及び疲労に関する総合シンポジウム(第2回)

(日本鉄鋼協会, 日本金属学会(強度小委員会), 日本機械学会, 日本物理学会, 日本材料試験協会)  
(塑性加工研究会, クリープ研究会共催)

【趣旨】 金属材料の降伏, 破壊, 疲労およびクリープなど強度上の諸問題は機械や構造物の製造, 加工, 設計の基礎としてきわめて重要であります。しかし本問題は学問的にも技術的にも, 物理学, 金属学, 冶金学, 材料試験学, 弾性学および応用力学などの境界領域に属しています。このことは最近諸外国において続々とこの種の総合的シンポジウムが開催されていることから窺われます。そこで日本金属学会強度小委員会が中心となつて上記諸学会と共催のもとに昨年春第1回のシンポジウムを開きましたが極めて盛会でありました。今回は次の題目につき, 関連分野を包括して最近の研究の解説的展望と問題のありかたの提出をお願いすることにいたしました。これを中心に活発な討論を行い, 相互の啓発, 基礎の実用への応用, 総合的長期協同研究への発展に役立たせたいと思います。

日 時 昭和 32 年 4 月 1 日 (月) 9 時～17 時

会 場 東京工業大学

題目および講師 (各講演後に約 5 分の討論時間, (2) と (3), (6) と (7) の間に約 5 分の休憩時間あり)。

題 目	時 刻	講 師
(1) 結晶粒の集合体としての多結晶金属の塑性強度	9・00～9・35	大阪大学教授 産業科学研究所長 大阪大学産研 工博 小島 公平 大矢根守哉
(2) 原子炉用金属材料の強度に関する問題点	9・45～10・15	東京大学教授 冶金学科 工博 橋口 隆吉
(3) 耐熱金属のクリープ破壊における切欠効果	10・25～11・05	東京工業大学教授 工博 末沢 慶忠
(4) 高温疲労	11・15～11・45	京都大学教授 機械工学科 工博 河本 実
総合討論 (午前部) 司会	11・50～12・20	東北大学教授 金属材料研究所 理博 山本美喜雄
(5) 析出硬化と強度	13・00～13・30	東北大学教授 金属工学科 工博 川崎 正之
(6) 工場における超音波探傷	13・40～14・10	国鉄吹田工場 田中 利男
(7) 疲労における切欠効果	14・20～15・00	東京都立大学教授 機械工学科 工博 川田 雄一
(8) 転位による空孔の形成 (幻燈あり)	15・10～15・40	北海道大学教授 冶金学科 工博 幸田 成康
(9) 疲労の現象論と物性論	15・50～16・20	東北大学助教授 機械工学科 理博 横畑 武夫
総合討論 (午後部) 司会	16・25～16・50	日本特殊鋼株式会社 工博 佐藤 忠雄

資 料 前刷 (タイプ謄写印刷約 50 頁, 1 部送料共 100 円) がありますから代金を添え申込下さい。

申込先—仙台市片平丁日本金属学会。締切期日—3 月 20 日 (それ以後当日会場売り)

懇談会 シンポジウム終了後 (17 時から) 懇談会を開きます。上記話題につき各位の自由な御意見を歓迎いたします。

会場—東京工業大学地下職員食堂。希望者は会費 (夕食代) 200 円を添えて 3 月 20 日までに金属学会へ御申込下さい。